

## 鳥取市立湖南地区公民館の利用について

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15条）及び鳥取市公民館条例施行規則（昭和45年鳥取市教育委員会規則第1号）に定めるほか、鳥取市立湖南地区公民館（以下「公民館」という。）の利用については、次のとおりとします。

### 第1 公民館設置の趣旨等

- 1 公民館（大郷会館を含む。以下同じ。）は、生涯学習の推進と地域コミュニティ活動の促進のために利用していただき、住民の方の福祉の増進を図るための拠点施設です。
- 2 公民館は、鳥取市の公の施設ですので、次の場合には施設や用具を利用していただくことはできません。
  - （1）専ら営利を目的として事業を行う場合
  - （2）特定の政党等の利害に関係する事業を行う場合
  - （3）特定の宗教活動に関する事業を行う場合
  - （4）公民館長が住民の福祉の増進を図るものと認めることができない、個人的又は私的な事業を行う場合
  - （5）その他公民館長が不適當であると認めた事業を行う場合

### 第2 開館時間等

- 1 開館時間 8時30分から22時まで
- 2 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 職員の在館時間  
職員が公民館に在館する時間は、次のとおりです。ただし、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に定める休日（その日が日曜日である場合は除く。）及び祝日法に定める休日が日曜日である場合の振替休日においては、職員は在館しません。
  - （1）月曜日から金曜日までの日 8時30分から17時まで

### 第3 利用手続き及び利用上の注意事項

- 1 公民館を利用される場合の手続きは、次のとおりです。
  - （1）使用責任者が、電話又は来館により施設等の使用状況を確認した上で、予約してください。
  - （2）用具の貸出しについては、別に定める物品貸出申込書を提出してください。
  - （3）職員が不在の時間帯に利用される場合は、貸館による利用となりますので、職員の在館時間内に鍵を受け取り、鍵は利用後に所定の場所に返却してください。
  - （4）利用後は、別に定める公民館利用報告書に記入し、職員又は所定の場所に提出してください。
- 2 利用上の注意事項は、次のとおりです。
  - （1）全館禁煙です。
  - （2）利用する机等の設営は利用者が行い、利用後は利用する前の状態にしてください。
  - （3）利用後は清掃し、ゴミは各自でお持ち帰りください。調理室については、特に念入りに清掃してください。
  - （4）利用後は、照明、換気扇、冷暖房機その他の電気器具は電源を切り、水道及びガスは、元栓を完全に閉めてください。
  - （5）利用に際して開けた窓は、全て閉めて施錠してください。
  - （6）施設内で他人に迷惑のかかる行為は、行わないでください。
  - （7）施設、用具、備品等を破損された方は、職員に連絡してください。この場合、特別な事情がない限り、破損された方に修繕、修復等の費用を負担していただくことがあります。
  - （8）公民館に車でおいでの方は、専用駐車場をご利用ください。ただし、駐車場内での事故については、公民館は一切の責任を負いません。
  - （9）湖南地区在住の方の利用に当たっては、利用料の負担はありません。ただし、湖南地区の住民以外の方が、利用される場合は、所定の使用料をいただきます。
  - （10）コピー機及び印刷機は、職員に利用の申出をしていただき、別に定める実費を負担していただくことで、利用していただけます。

この利用については、令和2年5月1日から施行します。